平成 25 年度公共事業等事前評価調書（簡易型）

（土石流被害の防止による評価）　　（区分）　国補

事業名	復旧治山（通常）	事業箇所	甲州市　塩山　小屋敷	地区名	滑沢山（なめさわやま）	事業主体	山梨県

(1)事業概要

①課題・背景

本計画箇所は、甲州市塩山小屋敷地区を流れる一級河川滑沢上流に位置している。土砂流出防止対策を実施しているが、経年変化により既設構造物に損傷が生じている。近年の豪雨により渓流では渓岸浸食や山腹崩壊が発生し、不安定土砂が堆積していることから、下流への土砂流出の恐れが高まったため、既設構造物の老朽化対策と土砂流出防止対策を早急に実施し、保全対象の保護を図る必要がある。

②整備目標・効果

□主要目標

○土石流被害の防止
保全対象　10戸　市道1500m　林道500m
緊急度・危険度　11≧10※
被害軽減額　369≧340百万円※　　（※評価基準値）

□副次目標

－

□副次効果

－

(2)整備内容と整備量

①整備内容	谷止工5基 嵩上工 2基
②整備期間	H26～H28年度
③総事業費	145百万円（国費68百万円（1/2）、県費77百万円（1/2））
④全体計画	H26年度　谷止工3基　65百万円、嵩上工 1基　25百万円 H27年度　谷止工2基　35百万円 H28年度　嵩上工1基　20百万円
⑤規整備内容・期間・事業費	S57　谷止工　1基　9百万円　　H8 谷止工　1基　41百万円 S58　谷止工　1基　12百万円 S59　谷止工　1基　14百万円 H6　谷止工　1基　55百万円 H7　谷止工　2基　74百万円

(3)事業の妥当性評価

	妥当	妥当でない
①公共関与の妥当性（行政が行うべき事業か）	○	
・森林法第41条第1項に規定された「保安施設事業」に該当		
②事業執行主体の妥当性（県が行うべきか）	○	
・森林法第41条第3項の規定により都道府県知事が整備		
③経済妥当性	○	

費用便益費　便益（B）／費用（C）＝ 2.57 ＞1.0
・便益（B）＝ 350 百万円　　・費用（C）＝ 136 百万円

④事業実施・規模の妥当性	○	
・流域内は不安定土砂が堆積しており、下流流出の恐れがある。なお、砂防ダムの計画はない		
⑤整備手法の有効性	○	
保安林機能の回復を図る目的から、治山事業による整備が有効		
⑥環境負荷への配慮	○	
・切土盛土面は緑化し、裸地は残さない ・使用機械は排ガス対策型とし、環境負荷を軽減する		
⑦事業計画の熟度	○	
地元甲州市から強い要望あり		

＜妥当性評価＞

7項目全て妥当であることから、妥当と判断する。

(4)事業間優先度評価

・貢献度ランク：a　副次効果ランク：2　優先度評価：Ⅰ

(5)総合評価	○	
・（3）及び（4）の結果から「最優先」に実施		

【事業位置図等】

省　略